

I 平成 19 年度事業報告

平成 19 年度の内外情勢をみますと、中東における地政学的リスク、米国のサブプライム問題に端を発した米景気の減速や円高ドル安、原油・材料費の高騰を受け、株式市場から商品市場への資金流入及び農産物市場の代替燃料としての見直しなどを背景として、海外の商品市場は活況を呈しております。

一方、我が国の商品市場は、海外の商品市場の活況とは対照的に、法改正以降、前年度に引き続き出来高、建玉等の減少が続いており、また、会員の3分の2が赤字経営という状況になっています。このため、商品取引員においては、受託業務の廃止や合併、事業譲渡などによって商品取引から撤退するものや、取次への移行、加入商品市場の削減や支店閉鎖、外務員の減少などの経営合理化を余儀なくされるものも多く、商品取引員にとって依然厳しい状況となっております。

このような中で、政府の経済財政諮問会議の骨太方針により、金融・資本市場の競争力強化プランの策定が提示され、金融庁の金融審議会等において金融制度改革に向けての取組みがなされ、取引所における取扱商品の多様化、プロ向け市場の枠組みの整備等の方針が示されました。当業界においても、産業構造審議会商品取引所分科会や工業品先物市場の競争力強化に関する研究会等において市場活性化に向けての検討がなされ、12月には同分科会より「今後の商品先物市場のあり方について」（中間整理）が取りまとめられ、競争力強化等に向け、国際標準の取引所電子システムの導入、取引所の株式会社化、取引時間の延長、値幅制限や建玉制限の緩和など市場の利便性・信頼性向上のための改革や金融分野との連携・融合のあり方等が示されました。更に、これら改革の一環として、現在、農産物商品市場の機能強化に関する研究会やクリアリング機能の強化に関する研究会等の検討が行われており、業界の発展の新たな契機となることを期待するところであります。

また、9月末の金融商品取引法の施行に伴い商品取引所法の政省令の改正が行われ、広告規制、損失補填の禁止、適合性原則の拡充等の金融商品取引法との規制の横断化が図られ、市場整備の面では、東京工業品取引所の金先物ミニ取引の開始や取引時間の延長など市場活性化に向けての具体的な取組みが進展しております。

他方、本基金につきましては、平成 19 年度において、弁済処理における求償債権の回収

をより確実なものとするため、会員に対し取引所等からの返還・交付金への質権設定を 5 月に行い、6 月と 11 月には英米における委託者保護制度に関する実態調査を行ってまいりました。また、平成 20 年 1 月の東京工業品取引所の取引時間の延長や受渡しの際の会員の立替等に対応するため、代位弁済限度額の増額等の代位弁済制度の改正を検討するとともに、3 月に本基金の公告方法の見直しと併せて、これらに関する定款・業務規程等の改正を行っております。

更に、本基金の弁済処理につきましては、会員の破産や自主廃業等による弁済案件が 9 件発生しましたが、これらの案件に係る弁済難易度の認定は、自主弁済案件が 4 件、分離保管弁済案件が 5 件で、一般委託者支払（ペイオフ弁済）を伴う弁済困難の認定は行われませんでした。これは、法改正により分離保管制度が強化されたこと及び立入監査による事前チェック等によるものと考えられますが、商品取引に対する委託者の信頼性の向上につながるものと考えられます。

平成 19 年度は前年度に引き続き厳しい年でありましたが、このような経営環境の下にもかかわらず、本基金の主事業である一般委託者支払は幸いにして発動されず、委託者保護資金は毀損することなく 98 億円を維持することができました。

これも偏に主務省及び関係機関のご指導はもとより、会員各位のご協力とご尽力の賜と、深く感謝する次第であります。

本基金といたしましては、監査の強化等を通じて委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成 19 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 定款・業務規程等の改正等について

① 定款の改正

平成 19 年 9 月 25 日開催の臨時総会において、信託法の施行に伴い「受益者代理人」制度が創設され、商品取引所法施行規則が改正されるため、定款第 53 条に規定する「信託管理人」を「受益者代理人」に改めるための定款の一部改正を行い、9 月 30 日に施行された。

また、平成 20 年 3 月 18 日開催の臨時総会において定款の一部改正を行い、即日施行された。改正内容は次のとおりである。

- (a) 参与選任の対象範囲を広げることが必要となったため、「会員代表者又は会員代表者以外の有識者」から「会員の役員又は会員の役員以外の有識者」に改めた。
- (b) 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、電子公告制度が導入されているため、本基金が行う公告の方法として、電子公告も行えるように改めた。

② 業務規程の改正

平成 19 年 9 月 25 日開催の臨時総会において業務規程の一部改正について承認されたので、本基金は 9 月 25 日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より 9 月 28 日付けで業務規程の変更認可を受け同日施行された。

改正内容は次のとおりである。

- (a) 証券取引法等の改正に伴う一般委託者支払の受給資格を有しない者についての規定を整備した。なお、商品投資販売業者については、商品取引所法施行令第 14 条第 5 号に基づき、一般委託者支払の受給資格を有しない者として主務大臣の指定を受けることとなった。
- (b) 信託法の施行に伴い、「受益者代理人」制度が創設され、これを受けて商品取引所法施行規則が改正されるため、「信託管理人」を「受益者代理人」に改めた。

(c) 一般委託者支払及び分離保管弁済の弁済計画における弁済額の算定にあたって、2以上の委託者債権が同一人に属すると認められるときは、これを1人の債権として算定（名寄せ）しているが、弁済計画の作成手続きについてこれを明確にするため、必要な規定を追加した。

また、平成20年3月18日開催の臨時総会において業務規程の一部改正について承認されたので、本基金は3月19日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より3月27日付けで業務規程の変更認可を受け、同日施行された。

改正内容は次のとおりである。

(a) 代位弁済限度額について、従来代位弁済積立金の4分の1となっている1社当りの代位弁済限度額の上限を同積立金の2分の1の範囲内で基金が別に定める額に改めた。

(b) 弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定等を行った際は、弁済公告を基金の掲示場及び官報に掲載しているが、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律が施行され、電子公告制度が導入されたことから、本基金が行う弁済公告の方法として、電子公告も行えるように改めた。

③ 諸規則の改正等

制定されている諸規則については、次のとおり改正が行われた。

(a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の一部改正

平成19年7月17日開催の第16回理事会において小口商品に係る定率会費の特例（東工取の金先物ミニ取引）の改正を、9月18日開催の第17回理事会において証券取引法の改正に伴う整理、信託管理人から受益者代理人への変更、基金に提出すべき書類（借入金等明細表、資金明細表）等の改正を、平成20年3月10日開催の第21回理事会において加入申込書等の改正、基金に提出すべき書類（未払金等概略表）の改正、業務規程第56条に係る規定の整備等の改正を、それぞれ行った。

(b) 「基金分離預託実施要領」の一部改正

平成19年7月17日開催の第16回理事会において清算機構の充用有価証券取扱要綱の改正に伴う規定の整備を行うための改正を、12月17日開催の第19回理事会にお

いて東工取の取引時間延長に伴う基金分離預託財産の預入・返戻の申請時間を変更するための改正を、それぞれ行った。

(c) 「基金代位弁済業務実施要領」の一部改正

平成 19 年 5 月 16 日開催の第 15 回理事会において、充用有価証券価格表の作成者が全商連から清算機構に変更されることに伴う規定の改正を、7 月 17 日開催の第 16 回理事会において、随時の契約締結申込の可能化、資金余力表の提出を不要化するための規定の改正を、9 月 18 日開催の第 17 回理事会において、契約の申込時期、契約期間の変更に係る規定の改正を、平成 20 年 3 月 10 日開催の第 21 回理事会において、契約申込、代位弁済限度額の希望額、代位弁済限度額の変更、代位弁済担保等に係る規定の改正を、それぞれ行った。

(d) 「基金分離預託外国通貨取扱細則」の一部改正

平成 19 年 12 月 17 日開催の第 19 回理事会において東工取の取引時間延長に伴う基金分離預託財産の預入・返戻の申請時間を変更するための改正を行った。

(e) 「外部監査の免除基準について」の一部改正

平成 19 年 12 月 17 日開催の第 19 回理事会において、免除要件等に係る規定の改正を行った。

(2) 役員等の選出及び異動

① 役員の新補充選任

平成 19 年 9 月 25 日開催の臨時総会において役員の新補充選任を行った結果、本基金常勤顧問・専務理事事務取扱の高橋英樹氏を理事に選任することが承認され、また、同日理事互選会が開催され、副理事長に岡地和道氏、専務理事に高橋英樹氏が選任され、9 月 25 日付けをもってそれぞれ就任した。

② 役員等の異動等

期中における役員等の異動については次のとおりである。

(平成 20 年 3 月末日現在の役員等の名簿は別表 (1) のとおりである。)

(副理事長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	19. 9. 25	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(専務理事)

区分	年月日	氏名	備考
就任	19. 9. 25	高橋英樹	委託者保護基金理事

(理事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	19. 5. 31	森實孝郎	東京穀物商品取引所
就任	19. 6. 1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
就任	19. 6. 1	渡辺好明	東京穀物商品取引所
辞任	19. 6. 30	長尾梅太郎	委託者保護基金専務理事
辞任	19. 7. 6	清覚秀雄	(株)小林洋行代表取締役
就任	19. 9. 25	高橋英樹	委託者保護基金常勤顧問
辞任	19. 12. 17	石川清助	さくらフィナンシャルサービス(株)代表取締役

(監事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	19. 5. 31	西田昭博	タイコム証券(株)代表取締役
就任	19. 6. 1	佐藤陽紀	(株)ハーベストフューチャーズ代表取締役

(相談役)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 4. 11	下山彌壽男	東京コムウェル(株)取締役

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 4. 1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
再任	19. 4. 1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
再任	19. 4. 1	池本正純	専修大学教授
再任	19. 4. 1	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
再任	19. 4. 1	加藤雅一	岡籐商事(株)代表取締役
再任	19. 4. 1	下山彌壽男	東京コムウェル(株)取締役
再任	19. 4. 1	高氏 侖	弁護士
再任	19. 4. 1	宮 裕	公認会計士

(参 与)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	19. 5. 19	秋田岩夫	関西商品取引所常務理事
退任	19. 5. 19	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
退任	19. 5. 19	高松 公	三井物産フューチャーズ(株)代表取締役
退任	19. 5. 19	平井敏文	東京工業品取引所専務理事
再任	19. 5. 20	阿竹康之	(株)アステム代表取締役
再任	19. 5. 20	伊藤壽章	オムニコ(株)代表取締役
再任	19. 5. 20	上村 勤	(株)アルフィックス代表取締役
再任	19. 5. 20	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
再任	19. 5. 20	宮本 勇	(株)アサヒトラスト代表取締役
再任	19. 5. 20	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
再任	19. 5. 20	河合成治	中部大阪商品取引所常務理事
再任	19. 5. 20	宇賀神治夫	元補償基金協会副理事長
就任	19. 7. 17	井浪一晃	関西商品取引所常務理事
就任	19. 7. 17	長尾梅太郎	東京工業品取引所専務理事
就任	19. 7. 17	藤井史郎	ばんせい証券(株)代表取締役
辞任	19. 10. 26	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
辞任	19. 12. 28	伊藤壽章	オムニコ(株)代表取締役
就任	20. 1. 30	島津嘉弘	新日本商品(株)代表取締役
就任	20. 1. 30	福田國幹	オリエント貿易(株)代表取締役
就任	20. 1. 30	細金英光	(株)フジトミ代表取締役

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	19. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	19. 5. 20	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	19. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
再任	19. 5. 20	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
再任	19. 5. 20	下山彌壽男	東京コムウェル(株)取締役
再任	19. 5. 20	高氏 侖	弁護士
再任	19. 5. 20	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
再任	19. 5. 20	二家勝明	日本商品取引員協会副会長
再任	19. 5. 20	宮本品二	委託者保護基金副理事長
就任	19. 7. 17	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	19. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
就任	19. 5. 20	石崎 實	(株)フジトミ代表取締役

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	19. 5. 19	高橋正光	朝日エニバーサル貿易(株)代表取締役

退任	19. 5. 19	松本 猛	日本アクロス㈱代表取締役
退任	19. 5. 19	宮本 勇	㈱アサヒトラスト代表取締役
再任	19. 5. 20	加藤雅一	岡籐商事㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	石崎 實	㈱フジトミ代表取締役
再任	19. 5. 20	犬嶋 隆	ひまわりシーエックス㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	太田 博	東京穀物商品取引所理事
再任	19. 5. 20	鈴木敏夫	明治物産㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	先崎和彦	東京工業品取引所常務理事
再任	19. 5. 20	村上久広	三貴商事㈱代表取締役
就任	19. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
就任	19. 5. 20	飛田成光	㈱日本商品清算機構業務部長
就任	19. 5. 20	濱地敏明	日本商品取引員協会業務部長
辞任	19. 8. 1	飛田成光	東京工業品取引所総務部長
就任	19. 8. 2	松永仁一	㈱日本商品清算機構業務部長

(委託者保護制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 5. 20	下山彌壽男	東京コムウェル㈱相談役

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	19. 5. 20	清水 清	カネツ商事㈱代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
退任	19. 5. 19	西田昭博	タイコム証券㈱代表取締役
退任	19. 5. 19	宮本 勇	㈱アサヒトラスト代表取締役
再任	19. 5. 20	下山彌壽男	東京コムウェル㈱取締役
再任	19. 5. 20	清水 清	カネツ商事㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	秋田 治	日本商品先物振興協会常務理事
再任	19. 5. 20	岡本安明	岡安商事㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	加藤雅一	岡籐商事㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	佐藤不三夫	スターアセット証券㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	清覚秀雄	㈱小林洋行代表取締役
再任	19. 5. 20	高橋正光	朝日ユニバーサル貿易㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	野口宣也	(社)全国商品取引所連合会専務理事
再任	19. 5. 20	早坂義昭	日本商品取引員協会事務局長
再任	19. 5. 20	福田良一	三菱商事フューチャーズ証券㈱代表取締役
再任	19. 5. 20	二家勝明	日本ユニコム㈱代表取締役
就任	19. 5. 20	岡地和道	岡地㈱代表取締役
就任	19. 5. 20	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
就任	19. 7. 4	長尾梅太郎	東京工業品取引所専務理事
辞任	19. 7. 6	清覚秀雄	㈱小林洋行代表取締役
就任	19. 12. 27	中島秀男	第一商品㈱取締役
辞任	20. 3. 31	佐藤不三夫	スターアセット証券㈱取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 79 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 20 年 3 月末日現在の会員数は 71 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称（商号）変更等

① 会員の名称（商号）変更

期中における名称の変更は次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
三井物産フューチャーズ(株)	アストマックス・フューチャーズ(株)	19. 6. 29
洗陽フューチャーズ(株)	(株)さくらフィナンシャルサービス	19. 7. 1
和洗フューチャーズ(株)	(株)あおばフィナンシャルパートナーズ	19. 7. 1
フィマツト・ジャパン(株)	ニューエッジ・ジャパン(株)	20. 1. 2
フィリップフューチャーズ(株)	パブリックフューチャーズ(株)	20. 1. 15

② 会員の承継

期中における吸収分割による承継は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
日産エンチュール証券(株)	アイディーオー証券(株)	19. 12. 1

③ 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
スターアセット証券(株)	川崎芳徳	竹村義則	19. 4. 2
アルファコモ(株)	松本義博	斎藤広志	19. 4. 2
カン・キャピタル・マネジメント(株)	加藤丈博	新越雄作	19. 6. 14
アスカフューチャーズ(株)	大石俊司	坂井康明	19. 6. 21
(株)あおばフィナンシャルパートナーズ	河原裕之	有馬誠吾	19. 6. 21
タイコム証券(株)	西田昭博	吉田勝信	19. 6. 27
(株)フジトミ	奥田啓二	細金英光	19. 6. 28
アストマックス・フューチャーズ(株)	高松 公	牛嶋英揚	19. 6. 29
サンワード貿易(株)	古谷敏明	依田年晃	19. 6. 29
協栄物産(株)	池松和夫	諸石弘道	19. 6. 29
ひまわりシーエックス(株)	犬嶋 隆	山地一郎	19. 7. 1
(株)共和トラスト	山下英樹	大塚 聡	19. 7. 5
(株)小林洋行	清覚秀雄	山下英樹	19. 7. 6
(株)USS ひまわり	原 惇一	小谷洋三	19. 9. 1
(株)サントレード	宮本享次	藤原秀喜	19. 10. 1
(株)トレックス	加中一彦	柏山俊博	19. 10. 1
(株)あおばフィナンシャルパートナーズ	有馬誠吾	野中敏宏	19. 10. 31
エイチ・エス証券(株)	澤田秀雄	林 民雄	19. 11. 1
日本交易(株)	吉田 豊	田中秀則	19. 11. 1

(株)USS ひまわり	小谷祥三	原 惇一	19. 11. 22
フィリップフューチャーズ(株)	シー・ジェフリー・チャー	杉本日出男	19. 11. 27
モルガン・スタンレー証券(株)	堀田健介	ジョナサン・キントレット	19. 11. 30
(株)さくらフィナンシャルサービス	石川清助	川村研二	19. 11. 30
アイディーオー証券(株)	野澤正平	西 孝夫	19. 12. 1
(株)あおばフィナンシャルパートナーズ	野中敏宏	斎川 勝	19. 12. 28
オムニコ(株)	伊藤壽章	宍戸 茂	19. 12. 28
(株)サントレード	藤原秀喜	有馬誠吾	20. 1. 3
(株)あおばフィナンシャルパートナーズ	斎川 勝	井上幸紀	20. 2. 15
アスカフューチャーズ(株)	坂井康明	山口正毅	20. 3. 17

2. 一般委託者への支払及び関連業務

平成 19 年度において、本基金は、通知商品取引員が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため業務規程に基づき運営審議会を 12 回開催した。

当年度において、商品取引所法第 303 条第 1 項に基づく通知商品取引員となった会員は 9 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 4 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 5 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はなく、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

通知商品取引員となった 9 会員に係る弁済案件処理については、次のとおりである。

(1) トリフォ(株)に係る処理

トリフォ(株)は平成 19 年 9 月 7 日に商品取引受託業務の廃止公告を行ったことから、商品取引所法第 304 条に規定する通知商品取引員となった。

本基金は、業務規程第 30 条第 1 項に基づく弁済難易度の認定を行うため、9 月 7 日開催の第 20 回運営審議会において意見聴取を行い、基金は、同社に係る弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。また、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、

業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を 9 月 7 日付で実施した。

9 月 10 日になって、同社が 9 月 7 日付けで破産手続きの開始が決定されたことが判明したため、委託者債権の整理手続きが早まったとして届出期間の終了日を 11 月 12 日から 10 月 19 日に変更することについて、9 月 10 日に第 21 回運営審議会を開催し、電話による意見聴取のうえ、基金は同社に係る弁済公告の変更を同日付で行った。（官報掲載は 9 月 28 日）

この弁済公告により、10 月 19 日までに申出を受け付けたところ、1 名の者から申出を受け付けた。業務規程に基づき当該届出人 1 名に対する意見聴取の場を 11 月 14 日に設けたところ、届出人より意見の陳述があった。次いで 11 月 29 日の運営審議会、12 月 17 日の理事会において、当該届出に係る弁済計画（算定対象債権額は 0 円）について承認を得た。

これにより、基金がトリフォ(株)に係る弁済処理を行わないことが確定したので、平成 19 年 12 月 25 日付けで分離保管弁済契約及び質権設定契約を解除するとともに、基金代位弁済委託契約に係る担保金 2500 万円を破産管財人に返還した。

（2）日本アクロス(株)に係る処理

日本アクロス(株)は平成 19 年 11 月 16 日に解散の公告を行ったことから、通知商品取引員となった。本基金は、業務規程第 30 条第 1 項に基づく弁済難易度の認定を行うため、同日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った。その結果、基金は同社に係る弁済難易度を当該社の財務状況及び紛議の状況等から一般債権者との競合が考えられることから、自主弁済案件ではなく、分離保管弁済案件と認定した。更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で行った（官報掲載は 11 月 30 日）ところ、届出期間内に届出はなかった。

このため、翌年 1 月 8 日に同社との分離保管弁済契約及び質権設定契約を解除するとともに、基金預託財産 1,000 万円を同社に返戻した。

（3）ソシエテジェネラル証券会社に係る処理

ソシエテジェネラル証券会社は平成 19 年 11 月 26 日に受託業務廃止公告を行ったこと

から、通知商品取引員となった。本基金は同日、運営審議会において、電話により意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件として認定した。また、本基金は、同社の委託者債権はすでに処理済みであったので、11月29日に開催した運営審議会において、提出された自主弁済計画についても実施済みとして認定した。

なお、同社は12月28日をもって受託業務を廃止したので、翌29日に本基金を脱退するとともに、分離保管弁済契約を解除した。

(4) アストマックス・フューチャーズ(株)に係る処理

アストマックス・フューチャーズ(株)は平成19年12月7日に受託業務廃止公告を行ったことから、通知商品取引員となった。本基金は同日、運営審議会において、電話により意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件として認定した。

また、同日、同社より平成20年1月11日には委託者債権の返戻を終了する予定であるとする自主弁済計画が提出されたが、その後1名について委託者債権の整理が予定どおり進んでいないことが判明したため、1月28日に委託者債権の整理は2月15日に終了する予定であるとする自主弁済計画の延長申請が行われた。基金は1月30日に運営審議会を開催し、同社の自主弁済計画について審議の上、同社の自主弁済計画を適正なものと認定した。

3月21日に、債権処理が遅れていた委託者1名について処理が終了したことが確認されたので、3月26日に当該分離保管弁済契約及び質権設定契約を解除するとともに、28日に基金預託財産2500万円を返戻した。

(5) 岡安証券(株)に係る処理

岡安証券(株)は平成19年12月27日に受託業務廃止公告を行ったことから、通知商品取引員となった。しかしながら、本基金への通知が平成20年1月11日に遅れたことから、基金は同日、運営審議会を開催し、電話により意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件として認定した。また、同社より提出された自主弁済案件の認定については1月30日に運営審議会を開催し審議の上で、同社の委託者債権はすでに処理済みであったので、提出された自主弁済計画についても実施済みとして認定した。

なお、同社は1月26日をもって受託業務を廃止したので、翌27日に本基金を脱退するとともに、1月30日に同社の自主弁済計画は実施済みと認定されたことに伴い1月31日付けをもって分離保管弁済契約を解除した。

(6) ㈱USSひまわりに係る処理

㈱USSひまわりは平成20年1月11日に商品取引受託業務廃止の公告を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告を同日付で行った。(官報公告の掲載は1月29日、終了期日は2月29日)

弁済公告の終了期日である2月29日を過ぎても、本基金に対し、㈱USSひまわりに係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。このため、3月6日に同社との分離保管弁済契約及び質権設定契約を解除するとともに、基金預託財産2500万円を同社に返戻した。

(7) ㈱さくらフィナンシャルサービスズに係る処理

㈱さくらフィナンシャルサービスズは平成20年2月29日に商品取引受託業務廃止の公告を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告を同日付で行った。(官報公告の掲載は3月17日、終了期日は平成20年4月21日)

なお、平成20年4月1日現在、本基金に対し、㈱さくらフィナンシャルサービスズに係る算定対象債権額の届出を行った者はいない。

(8) ㈱ユニテックスに係る処理

㈱ユニテックスは平成20年3月21日に商品取引受託業務廃止の公告(廃止日平成20

年 4 月 21 日) を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

3 月 28 日には委託者債権の返戻が平成 20 年 4 月 21 日までに終了する予定である旨の自主弁済計画が提出された。

(9) 日本ファースト証券(株)に係る処理

日本ファースト証券(株)は平成 20 年 3 月 21 日正午に東京地方裁判所による破産手続き開始の決定及び(株)日本商品清算機構において支払不能となったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件として認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告を同日付で行った。(官報掲載は平成 20 年 4 月 8 日、終了期日は同年 5 月 7 日)

なお、平成 20 年 4 月 1 日現在、本基金に対し、日本ファースト証券(株)に係る算定対象債権額の届出を行った者はいない。

また、期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品取引員 2 社に係る処理内容は次のとおりである。

(10) (株)アイメックスに係る処理

分離保管弁済案件と認定した(株)アイメックスについては、弁済公告(平成 19 年 3 月 30 日に実施、官報は同年 4 月 20 日)に定める算定対象債権額の届出の締切日である平成 19 年 5 月 21 日に至っても委託者からの届出がなかったことから、本基金は同社に係る弁済処理を行わないことが確定したので、5 月 24 日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除するとともに、5 月 30 日に基金代位弁済委託契約に係る担保金 2500 万円を破産管財人に返還した。

(11) MMG アローズ(株)に係る処理

分離保管弁済案件と認定した MMG アローズ(株)については、平成 18 年 7 月 18 日に届出人に対する支払が完了し、同社との分離保管弁済契約については、平成 18 年 10 月 1 日付で当該契約を解除した。

本基金は当該社より代位弁済担保の増し担保として取得した株式（東工商取代及及び東工商取振興）については、同社の破産管財人より、返還請求が本基金に対し行われてきたことから、平成 19 年 11 月 15 日に破産管財人に返還した。一方、破産管財人が MMG アローズ(株)より取得した信託金については、本基金から委託者に権利がある旨を主張し、これが認められたため、本基金は東工取の協力を得て平成 20 年 3 月 6 日に当該信託金 250 万円の返戻を受けた。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 18 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98 億円）を下回ることにならなかったことから、平成 19 年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成 19 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 20 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

(2) 新規会員負担金及び預託金について

平成 19 年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員に対し、新規会員負担金の納付に代えて預託金の預託を求めた。

なお、平成 19 年度における新規預託金の受入は 3 社 3,440 万円、本基金からの脱退による返還は 3 社 300 万円であり、平成 20 年 3 月末日現在で、12 社の会員から 1 億 7,580 万円の預託金の預託を受けている。

(3) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金については、第1回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成20年3月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

① 格付別運用実績

・ S格運用（国債・政府保証債等）	48.7%
・ A格運用（ムーディーズA3以上）	51.3%

② 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1年以下	10%	10.8%
・ 1年超3年以下	10%	8.1%
・ 3年超5年以下	50%	49.6%
・ 5年超	30%	31.5%

預託金の管理運用については、引き続き第1回理事会決定に基づき全額を決済性預金で管理運用している。

また、第12回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成19年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は3社、契約を変更した会員は17社、契約を解除した会員は13社であり、平成20年3月末日の契約会員は72社であった。（委託者債務の弁済が完了していないため、当該契約の解除をしていない日本ファースト証券㈱を含む。）

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成20年3月末日現在）

別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の信託管理人及び受益者代理人としての管理を行った。期中に新たに、指定信託契約を締結した会員は1社、指定信託契約の変更等を行った会員は9社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は1社であり、平成20年3月末日の契約会員は14社、指定信託額の総額は1,223百万円であった。

なお、信託法の改正に伴い、信託管理人が受益者代理人に変更されたが、これに伴う指定信託契約を9月30日付けで変更した。このため、当該指定信託契約締結会員と契約変更の手続きを行った。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は3社、契約を解除した会員は10社であった。平成20年3月末日の契約会員は70社、基金分離預託の総額は9,155百万円であった。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の締結を行った会員は1社、銀行等保証委託契約の変更等を行った会員は2社、平成20年3月末日の契約会員は6社、保証額の総額は1,950百万円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。平成18年度末日の締結会員49社であったが、期間満了により契約更新を行わなかった会

員が 3 社あり、また平成 19 年 4 月 1 日付けで新規に契約を締結した会員が 1 社あったことにより、平成 19 年度期首における代位弁済委託契約の締結会員は 47 社となった。その後、当該契約の有効期間である 9 月末日までの 6 ヶ月間において基金代位弁済委託契約を 1 社と新たに締結したことにより、9 月末日の締結会員数は 48 社となった。

平成 19 年 10 月 1 日に新たな代位弁済委託契約がスタートしたことにより、契約を更新せず終了した会員が 7 社、新たに締結した会員が 2 社となったことにより 10 月 1 日時点における契約締結会員は 43 社となった。

その後、当該契約の有効期間である平成 20 年 3 月末日までの 6 ヶ月間において 3 社が契約期間満了により終了したため、3 月末日の締結会員数は 40 社となった。

この結果、代位弁済限度額の総額は、平成 18 年度末日の総額は、18,132 百万、平成 19 年度期首は、18,109 百万円、平成 19 年度末日は 13,874 百万円と推移した。

また、平成 19 年度中における担保変更の延べ会員数は 20 社となった。

さらに、会員負担の軽減の観点から、基金の求償債権の回収を担保するため、取引所・清算機構からの返還金・交付金について担保を設定する質権設定契約を平成 19 年 4 月より会員と締結した。これに伴い、基金代位弁済委託契約の事前求償債権の行使等の文言修正を行う必要があったため、基金代位弁済委託契約締結会員 47 社と変更契約を 4 月 27 日付けで締結した。

なお、MMG アローズ(株)に係る弁済の結果、破産管財人より返戻を受けた信託金 2,500,000 円、さらに平成 19 年 10 月に新たに基金代位弁済委託契約を締結した会員、(株)USS ひまわりグループ及びフィマット・ジャパン(株)が拠出した代位弁済拠出金 18,400,000 円により、代位弁済積立金残高は、3,937,629,451 円となった。

〈平成 19 年 10 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続き〉

平成 18 年 10 月 1 日からスタートした基金代位弁済委託は、平成 19 年 9 月末日をもって満了することから、平成 20 年 9 月末日を終期とする契約を新たに締結するため、平成 19 年 7 月 17 日に契約手続きについて各会員に通知した。本基金は 9 月 19 日開催の第 6 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、9 月 25 日開催の第 18 回理事会において当該契約の締結を付議して、10 月 1 日付けで会員 43 社と当該契約（更新 41 社、新規

2社)を締結した。(代位弁済限度額の総額は14,052百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第13条第4項及び「外部監査の免除基準について」(平成18年3月10日理事会決定)に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は10社であった。)

〈基金代位弁済制度の改正〉

基金代位弁済委託契約については、従来、決算書の内容を精査した後に契約締結とするため、10月から9月の契約となっており、その手順としては、毎年8月に審査を行い、9月の代位弁済審査会・理事会を経て、10月1日から契約が発効する手順となっていたが、8月中に行うこととなる会員からのヒアリングが日程調整で難しい場合もあり、その結果、契約締結の手続きが逼迫するなどのしわ寄せがあるのが実情であった。このような状況を回避するため、10月から始まる当該契約を1月から始まる契約に改めることとし、基金代位弁済業務実施要領を改正することとした。

この実施要領の改正により①契約期間を1月から12月までの暦年1年間に改めること、②条件付契約期間については半年と定めていたものを柔軟性をもたせ1年より短い期間とし、1ヵ月ごとの契約期間を可能としたこと、③また、契約期間の変更により、経過措置として今回の10月から始まる契約期間を契約書に定める期間とし、本年10月から翌年12月末までの1年3ヵ月を拘束する契約期間とすることとした。

この改正により、平成19年10月に契約を締結した会員のうち、契約期間の縮減を行った会員として1ヵ月契約が1社、3ヵ月契約が4社、6ヵ月契約が2社となった。

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e fシステムにおいて、分離保管等に関する調書(①委託者資産保全措置の状況)の日報の受付に加えて一部月次提出帳票の受付を行っている。

これに加えて、平成19年度においては、純資産額に関する調書(②付属明細表に関する

る部分)、事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書及び関係する帳票類の報告受付に係るシステム構築、並びに当該年度中における省令改正に伴うシステム改定を継続的に行っている。

(2) 会員に対する監査

商品取引所及び関係団体と共同で行う定時監査に参画するとともに、これとは別に必要に応じ随時会員に対して委託者資産保全の観点から単独又は関係団体と共同で立入監査を行った。また、随時会員に対し、委託者総合管理表及び委託者別資産管理・保全台帳について書面監査及び立入監査を行い、必要な指導を行った。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成19年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、8社より本基金あて当該免除の申出があった。これにより、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

平成20年3月18日に規律委員会懇談会を開催して、最近1年間における会員に係る行政処分及び制裁等に関する状況について、意見交換を行った。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為

本基金が被告又は原告となっている訴訟関係は現在のところ、補償基金協会存続時に、経営破綻したアイコム(株)及び東京ゼネラル(株)に係る訴訟、基金発足後に業務規程に定める

弁済処理を行った(株)コーワフューチャーズ及び(株)新日本貴志に係る訴訟があり、その概要は次のとおりである。

① アイコム(株)に係る訴訟

平成 14 年 11 月 29 日に違約を発生させたアイコム(株)に係る訴訟については、債権者が基金及び東京穀物商品取引所を相手取り弁済金等の支払を求める訴訟が 3 件あり、現在係争中である。このうち、かねてから懸案であった「紛議に係る損害賠償請求権」が基金（旧商取法に基づく指定弁済機関）の補償対象となるか否かをめぐる裁判（2 件）について、平成 19 年 7 月 19 日、最高裁判所の判決があり、「指定弁済機関に対し委託者が弁済を請求し得る債権は、委託者資産の引渡請求債権であって、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権は含まない」という趣旨のものであったが、原告の請求債権が委託者資産の引渡請求債権の実質を有するものであるか否か等について更に審理を尽くさせるため、高裁に差し戻された。また、期中において、和解を行ったものが 1 件あり、さらに判決が確定したものが 1 件あり、本基金の勝訴となった。

② 東京ゼネラル(株)に係る訴訟

平成 16 年 1 月 7 日に違約を発生させた東京ゼネラル(株)に係る訴訟については、債権者が基金及び国等を相手取り弁済金の支払を求める訴訟が 1 件あり、平成 19 年度中において判決が確定し、本基金の勝訴となった。また、基金は、破産した東京ゼネラル(株)について、基金が原告となって破産管財人を相手に、基金が支払った弁済に係る求償債権について破産財団から支払を受けられるか否かについて破産債権の確定訴訟を行ったところ、判決が確定し、求償債権の一部について支払を受けられることが確定した。

③ (株)コーワフューチャーズに係る訴訟

平成 18 年 3 月 29 日に通知商品取引員となった(株)コーワフューチャーズに係る訴訟については、同社に係る算定対象債権額の届出に係る弁済公告により届出を行った委託者からの補償対象債権としての一般委託者支払を求める訴訟が 1 件あり、平成 19 年度中に判決が確定し、本基金の勝訴が確定した。

④ (株)新日本貴志に係る訴訟

平成 17 年 6 月 9 日に通知商品取引員となった(株)新日本貴志に係る訴訟については、債権者が本基金を相手取り委託証拠金の返還を求める訴訟が 1 件あり、現在係争中である。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 19 年度において、「充用有価証券の見直し」、「分離保管に関する主務省への要望」、「代位弁済制度の改正」、「未払金等概略表の提出」等について委託者保護制度検討委員会において検討を行った。また、6 月と 11 月に英国、米国の委託者保護制度等の調査を行った。その概要は次のとおりである。

① 充用有価証券の見直し

第 6 回委託者保護制度検討委員会において、会員の経営破綻時に、流動性の低い有価証券がその流動性に比して多量に清算機構に差換預託の取引証拠金として預託された場合には、換価処分時における換価処分価格が大幅に下落し、結果的に基金からの拋出が生じる可能性があることから、流動性の低い有価証券について、充用有価証券から排除することが必要であるとの検討を行い、5 月 23 日付けで清算機構に対し、充用有価証券の見直しについて要請した。これに対し、6 月 28 日に清算機構より本基金に対し「充用有価証券に関する取扱要綱の改正案」が提示されたため、本基金の基金分離預託実施要領の一部改正について、第 7 回委託者保護制度検討委員会で検討のうえ、7 月 17 日開催の第 16 回理事会に付議し、基金分離預託実施要領を改正した。

② 分離保管に関する主務省への要望

平成 17 年 5 月以降、本基金で委託者資産の分離保管の状況等について監査を行ってきたところ、「分離保管等に関する調書」、「委託者別資産管理・保全台帳」及び「委託者総合管理表」について、委託者の資産の変動を適切に表現するものとなっていない部分等が見受けられた。このため、監査及び会員指導を遂行する上で、また会員が業務を遂行するうえで適切ではないと考えられるので、現行の「分離保管等に関する調書」、「委託者別資産管理・保全台帳」及び「委託者総合管理表」の様式及び記載事項を規定する商品取引所法施行規則の改正を要望することについて、第 7 回委託者保護制度検討委員会で検討し、6 月 29 日付けで主務省あて要望書を提出した。

なお、11 月 21 日に商品取引所法施行規則の一部改正についての意見公募手続きが行われた。

③ 代位弁済制度の改正

第 8 回、第 9 回委託者保護制度検討委員会において、分離保管制度における受渡し及

び締め処理等の問題に対応するため、代位弁済限度額の増額、契約手続きの見直し等の代位弁済制度の改正を行うことを検討し、平成 20 年 2 月 13 日及び 14 日開催の会員懇談会で説明のうえ、3 月 10 日開催の第 21 回理事会に業務規程及び基金代位弁済業務実施要領の改正を付議し、当該制度の改正を行った。

なお、改正内容の主たるものは次のとおりである。

(a)代位弁済限度額の希望額を 9 億 8 千万円から 15 億円に増額

(b)代位弁済限度額の希望額の算出方法を次のとおり改正

ア 委託者純債権の最大額の 10 分の 1 又は保全対象財産の最大額のいずれか大きい額に変更

イ また、委託者純債権の最大額及び保全対象財産の最大額について、直近 1 年間の各月末の金額から直近 1 年間の全営業日の金額へ改正

(c)取次取引員の担保率は原則代位弁済限度額の 35%以上

(d)代位弁済限度額の 3 ヶ月毎の変更制度の導入

(e)新規加入会員との代位弁済契約の締結

ア 当初 3 ヶ月間の代位弁済限度額は、3,000 万円の範囲内で会員が希望する額

イ 3 ヶ月経過後は委託者債権額の実績を考慮して代位弁済限度額を変更

④ 未払金等概略表の提出

第 8 回、第 9 回委託者保護制度検討委員会において、会員の和解金分割払い等の未払債務の把握や受託業務廃止等に係る弁済案件認定に必要となるため、会員が基金に提出すべき書類に未払金等概略表を追加することについて検討し、平成 20 年 2 月 13 日及び 14 日開催の会員懇談会で説明のうえ、3 月 10 日開催の第 21 回理事会で定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を付議し、平成 20 年 6 月末作成分より実施することとなった。

⑤ 英国、米国の委託者保護制度等の調査

英国における金融取引に係る顧客補償制度に関し紛議債権の取扱い等の問題についての実態調査を行うため、平成 19 年 6 月 18 日から 1 週間にわたり英国の金融全般の規制機関である FSA（金融サービス庁）、FOS（金融オンブズマンサービス）、FSCS（金融サービス補償機構）に役職員を派遣し、当該調査を行った。また、米国における商品取引の顧客保護に関する実態を調査するため、11 月 5 日から 1 週間にわたり米国の CFTC（商

品先物取引委員会)、FIA(先物業協会)、NFA(全米先物協会)、CME クリアリング(シカゴ商品取引所清算部)等に役職員を派遣し、当該調査を行い、「英国における委託者保護(商品先物取引関係)に関する調査報告」、「米国商品取引顧客保護に関する調査報告」としてそれぞれ報告書を取りまとめ、会員及び関係機関に配布した。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、委託者資産保全措置の状況(統計データ)などの情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は 67,030 件であった。

③ 記者懇親会の開催

商品先物取引業界の啓蒙事業の一環として、記者懇親会を全商連、日商協、先物協会と協同して開催した。

④ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) その他

会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方等について意見交換を行うため、次のとおり会員懇談会を開催した。

東日本地区 平成 20 年 2 月 13 日 東京穀物商品取引所

西日本地区 平成 20 年 2 月 14 日 大阪全日空ホテル